平成２８年（フ）第６９０号
埼玉県草加市稲荷６丁目４番21号　コーポロワイヤルＡ―202号
債務者　渡部　世嗣
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
埼玉県草加市金明町185番地１　ハイムエル新田201号、旧住所埼玉県草加市草加４丁目１番30号
債務者　本間　武博
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
川崎市高津区久末453番地　久末寺谷住宅２―404
債務者　菅原由未子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
川崎市中原区新丸子町921番地　ホームズ武蔵小杉　603
債務者　白崎　和弘
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２６号
川崎市多摩区南生田１丁目５番９号　南生田ハイツ　24号
債務者　増子　真一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
川崎市多摩区中野島５丁目８番12―305号
債務者　大溝　由美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４３号
川崎市高津区下作延７丁目７番37号　第一清美荘　102　大原方
債務者　谷藤　　大
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
川崎市川崎区大島上町９番12―302号　ピアハイツ
債務者　林　　君江
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５６号
川崎市宮前区犬蔵１丁目17番10号
債務者　松村　光晴
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
川崎市高津区千年811番地　渡辺ビル　204
債務者　熊谷　春樹
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８６号
川崎市中原区新丸子東２丁目888番地８　スカイコート新丸子　103
債務者　菊間　浩之
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
川崎市中原区中丸子239番地　玉川コーポ104
債務者　中島　好春
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
岐阜県中津川市付知町10789番地６
債務者　伊藤　喜啓
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４号
静岡県沼津市大岡845番地の30　アネックス大岡Ａ棟102号
債務者　瀧川　久美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４２号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目176番地　サンシャインエイト101号
債務者　井手　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９２号
愛知県名古屋市千種区新栄３丁目20番15号千種荘1107号、従前の住所愛知県一宮市北園通５丁目８番地１
債務者　河池　　塁（旧姓星野・紀平）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３２号
愛知県春日井市松本町１丁目６番地１　コンフォース・ステージM205号
債務者　小島　　武
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部